社会全体で子育て応援業務委託仕様書(案)

第1 委託業務名

社会全体で子育て応援業務

第2 業務の目的

長野県及び長野県将来世代応援県民会議(以下、「県民会議」という。)では、「家庭や家族を大切にするライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運」の醸成を図るため、平成29年より、毎年11月19日を「いい育児の日」として普及啓発に取り組んでいる。「いい育児の日」や「子育て川柳」を通じた社会機運の醸成や、「ながの子育て応援企業同盟」と連携した取組による男性の家事育児参加を促進、加えて子育てにかかわる様々な主体と連携した取組を行うことで、子育てに対する「負担感」を軽減し、社会全体で子育てを応援するような環境づくりに寄与すること。

第3 委託期間

契約を締結した日から令和7年2月28日(金)までの間とする。

第4 委託業務の内容

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。

なお、業務の一部を再委託することで、効果の飛躍的な向上が見込める場合は、業務の一部 を再委託することが可能であるが、その際はあらかじめ県民会議の承諾を得ること。また、業 務の実施にあたっては、県民会議と協議のうえで進めること。

1 「いい育児の日」の認知度向上

メディアや SNS 等を活用し「いい育児の日」の趣旨を継続してPRすることで、家庭や家族を大切にするライフスタイルや子供の成長と子育てを社会全体で応援する機運を醸成し、子育てに係る精神的負担の軽減を図る。

- (1) 子育て雑誌やその他のメディアを活用した「いい育児の日」のPR (※1)
- (2) 「いい育児の日」の Twitter 及び Facebook 等を活用した様々な子育で情報の定期発信 (※1)「いい育児の日」のロゴマークの活用は必須
- 2 「子育て川柳」の実施

結婚・妊娠・出産・子育てのエピソードに関する「子育て川柳」を募集・PRすることで、 子育ての大変さや、その中にある楽しさを誰もが面白おかしく発信できる機運を醸成し、子育 てに係る精神的負担の軽減を図る。

- (1) 協賛企業募集
 - ・ながの子育て応援企業同盟参加企業を対象に、協賛企業を募集(目標 10 社程度とし上限 20 社) すること。
- (2) 作品募集 · PR
 - ・7月及び8月中における、子育で情報誌等のメディアを活用した作品募集に関する幅広いPR(※2)を行うこと。
 - ・入賞作品の公表(11月19日)後から12月末までに期間中において、子育て情報誌等の

メディアを活用し大賞作品・入賞作品に関するPRを行うこと。(※2)

(3) 入賞作品の選考等

【協賛企業賞作品】

(1)で募集した協賛企業と共同し、各協賛企業賞(入賞作品)を決定すること。

【大賞作品】

・大賞作品は、将来世代応援県民会議において決定するが、下記手順によって選考を行 うものとすること。

○一次選考

応募作品数が多数に上ることから、受託者において絞り込みを行い、二次選考へ進む作品の選考を行うこと。

○二次選考・最終選考県民会議部会、理事会等により決定

○その他

応募数に応じて、県民会議と協議の上選考を進めること。

- ・大賞、入賞作品の作成者に対する表彰状の作成及び入賞作品の作成者に対する協賛企業から提供される商品の送付、大賞作品の作成者に対する賞金(3万円)の納付を行うこと。
- (※2) 協賛企業の企業ロゴマークの活用は必須。

作品募集期間が短期間とならないように十分な期間を設けること。

- 3 ながの子育て応援企業同盟と連携した取組
 - (1) 「仕事と子育ての両立」を目的とした講習会やワークショップ等の企画及び運営 ながの子育て応援企業同盟を対象に、仕事と子育てを両立できる職場づくりや県内外の 優良事例の紹介を行う講習会、企業同士で子育てに関連する取組や課題を共有するワーク ショップ等を開催し、企業の職場環境の改善やワークライフバランスの推進、男性の育児 参画促進に取組む。
 - ① 参加者
 - ・ながの子育て応援企業同盟参加企業の管理職を中心とした職員(目標50社/回)。
 - ・Web システムの安定通信等のために参加者の上限を設ける場合には、県民会議と協議の上参加者数を決定すること。
 - ② 開催時期
 - ・最も参加企業の集まる最適な日付で年2回開催することとして提案を行い、詳細なスケジュールについては県民会議と協議すること。
 - ③ 開催場所
 - ・参加者の参加しやすい Web システムを利用したオンラインでの開催とすること。
 - ④ 運営
 - ・講習会に係る講師については、講習会及びワークショップの趣旨を踏まえ、有識者を選定し提案を行うこと。ただし講習会及びワークショップという構成でなく、より効果のある方法により実施することも可とし、その際には県民会議と協議の上決定すること。
 - ・当日の接続トラブルのリスクを避けるために、事前に入念なリハーサルを行うこと。

- (2) UI Jターン希望者向けの相談会の企画、運営及び開催 PRによる参加者の募集 首都圏のUI Jターン希望者を対象に、ながの子育て応援企業同盟参加企業が相談会を実 施することで、ワークライフバランスの推進や男性の家事育児参画を促す。
 - ① 参加企業及び参加者
 - ・ながの子育で応援企業同盟参加企業から4社/回程選定すること。
 - ・参加者は、各回首都圏在住のUIJターン希望者30名/回程度とし、効率的なPRを行うこと。
 - ② 開催時期
 - ・最も参加者の集まる最適な日付で年2回開催することとして提案を行い、詳細なスケジュールについては県民会議と協議すること。
 - ③ 開催場所

【会場実施の場合】

- ・参加者、企業にとってアクセスの良い会場を提案すること
- ・県関連施設 (銀座 Nagano 等) を使用する際は、施設とのやり取りは県民会議で行うこととし、資料作成は受託者で行うこと。

【オンライン実施の場合】

- ・参加者の参加しやすい Web システムを利用したオンラインでの開催とすること。
- ・なお、参加者が各企業に容易にアクセスできたり、企業担当者と容易にコミュニケーションを図れたりするなど、会場実施と同等のオペレーションとなるよう工夫すること。
- ④ 運営

【会場実施の場合】

・相談会当日には、受付や来場者の誘導を円滑に行うために必要な人員を確保し配置すること。

【オンライン実施の場合】

・当日の接続トラブルのリスクを避けるために、事前に入念なリハーサルを行うこと。

【共通事項】

- ・当日の企画については県民会議と協議の上決めること。また、他の取組と連携すること で相乗効果が見込めるものについては、積極的に連携を検討すること。
- 4 安心して楽しく子育てができる環境づくりに寄与する企画

子育て中の方、これから子育てを行う方を対象に、楽しく主体的に子育てにかかわるきっかけとなるセミナーや、親子で楽しめるイベントの開催を通じ、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図る。なお、実施に当たっては、県内で子育てを応援する取組を行う団体等と積極的に連携することも可とし、その際には連携した団体の取組を幅広く周知できるよう工夫を行うこと。

【連携主体例】

- ・県内で活動する子育てサークル
- 県内大学
- ・その他団体

なお、連携した企画を実施する際、参加範囲や開催場所については県民会議や連携先と協議の上決

定すること。

第5 業務完了報告書等の提出

委託業務完了後10日以内、又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに社会全体で子育 て応援業務完了報告書(委託契約書様式第1号)及び第6に定める成果品を県民会議に提出す ること。

第6 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 業務報告書 2部

業務報告書には最低限以下を記載・添付すること。

- ・子育て川柳に関係する広報物、各種グラフ、応募・入賞作品一覧、賞品・賞状一覧
- ・企業と連携した取組に関係する広報物、配布資料、アンケート結果
- ・イベント等実施にあたっての広報物、配布資料、アンケート結果
- (2) 業務の実施に要した経費の内訳書 2部
- (3) その他、成果品として認められるもの

第7 個人情報の取り扱い

本委託業務においては個人情報を取り扱うため、受託者は、委託契約書別紙の「個人情報取扱注意事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

第8 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の ために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。この ことについては、委託業務終了後であっても同様とする。

受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託事業を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

また、再(々)委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

第9 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県民会議との連絡調整を行なること。
- (3) 受託業務の実施に当たっては、長野県庁等において打合せを行うこと。
- (4) 制作物は他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県民会議と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県民会議と受託者が協議して決定する。